

私は、陳情第3号選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての陳情に賛成の立場で討論いたします。

ここで言う選択的夫婦別姓制度とは、別姓にするのか、同姓にするのかは、その夫婦の自由で、多様性を尊重しようとするものです。

今世界で夫婦同姓を法律で義務づけている国は日本だけです。国民世論も既に現役世代以下では、7割以上が選択的夫婦別姓制度の導入に賛成しています。

結婚時に改姓するのは現在も女性がほとんどです、姓の変更を強制していることは、仕事や社会生活を送る上での様々な不便・不利益をもたらし、自分のアイデンティティを奪われると感じるなど、個人の尊厳が脅かされています。

国連の女性差別撤廃委員会も、日本政府に対して繰り返し、法律で夫婦同姓を義務づけることは女性差別であり、直ちに改正すべきと勧告してきました。

家族の在り方は多様化し、夫婦・家族の在り方は様々です。個人の選択に寛容な社会をつくっていくことが急務と言えます。

2015年の第1次訴訟で最高裁が、現在の同姓規定は男女平等を定めた憲法に違反しないと合憲とする判決を出したときにも、同時に複数の反対意見が付され、国会での立法による解決を促しています。間接差別をなぜ認めないのかとの怒りが集中し、現に2次、3次と訴訟が行われ、大きな運動に発展しています。

今年3月8日の国際女性デーは、経済界からも選択的夫婦別姓を実現しなければならないとの要望が政府に出されました。経済同友会や日本経団連も実現を求めている中で、司法はもちろん、政治がどう受け止めるのかということが問われていると思います。

よって、この陳情に賛成します。